

第 1 回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
7	嬉野市社会文化会館使用料金表及び近隣施設料金比較表	1
9	嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例新旧 対照表	3
10	嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例新旧対照表	4
11	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	8
12	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表	10
13	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	11
14	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表	16
15	嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	17
16	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	18
19	嬉野市社会文化会館建設工事変更予定調書	19

## 【社会文化会館使用料金表】

### 1 社会文化会館使用料

区 分		使用料(1時間当たり)	根 拠
文化ホール	文化・体育のための利用	2,000円	①現行公会堂1,100円。②近隣施設の料金を参考にする(P2参照)。(結論)エイブル通常利用料(1,890円～2,310円)から算出。
	その他の利用	6,000円	(結論)メインアリーナと同様の考え方により、通常利用の3倍で設定。
メインアリーナ	文化・体育のための利用	800円	①市体育館と同規模。(結論)市体育館と同額とする。
	その他の利用	2,400円	①現行市体育館は、体育のための利用の3倍。(結論)市体育館と同額とする。
サブアリーナ	文化・体育のための利用	300円	①現行市体育館にサブアリーナなし。②文化センタートレーニング室300円。(結論)文化センタートレーニング室より若干狭いが類似とし、同額とする。
	その他の利用	900円	(結論)メインアリーナと同様の考え方により、通常利用の3倍で設定。
リハーサル室	文化・体育のための利用	300円	①会議室より若干広い。②鏡設備および防音設備あり。③サブアリーナより狭い。(結論)サブアリーナより狭いが設備を加味し設定。
	その他の利用	900円	(結論)メインアリーナと同様の考え方により、通常利用の3倍で設定。
会議室	利用区分なし	200円	①公会堂会議室200円と概ね同規模。②公民館同規模200円。(結論)公会堂会議室と同額とする。

### 2 付属設備使用料

区 分	使用料	備 考
文化ホール(1回当たり)放送設備(一式)	1,000円	①公会堂放送設備1,000円(1回)。(結論)公会堂と同額とする。
文化ホール(1時間当たり)舞台照明設備(一式)	500円	①公会堂舞台照明料金設定なし。①体育館500円(1時間)。(結論)市体育館と同額とする。
メインアリーナ(1回当たり)放送設備(一式)	1,000円	①体育館は放送設備料金設定なし。②公会堂放送設備1,000円(1回)。(結論)公会堂と同額とする。
共通(1回当たり)プロジェクタ	1,000円	①公会堂1,000円(1回)。(結論)公会堂と同額とする。

### 3 冷暖房使用料

区 分	使用料(1時間当たり)	備 考
文化ホール	1,500円	①現行公会堂500円。②規模(広さ)がメインアリーナの約半分。(結論)市体育館(3,000円)を基準として、市体育館の半分の額とする。
メインアリーナ	3,000円	①現行体育館3,000円。②規模も体育館と類似。(結論)市体育館と同額とする。
サブアリーナ	300円	①リハーサル室の4倍の規模。②大・中・小分類分けの「中」区分(結論)他との兼ね合い及び分類区分からの料金設定。
リハーサル室	100円	①会議室より広い。②分類分けの「小」区分。(結論)他との兼ね合い及び分類区分から料金設定。
控室(楽屋)・会議室	100円	①現行公会堂会議室100円。②現行公民館(大集会室除く)100円(結論)類似施設と同額とする。

【近隣施設料金比較表】

■文化施設

施設	規模	区分	料金 (1時間当 たり)	備考	その他
武雄市文化会館 (小ホール)	500人	通常利用	2,100円	(徴収しない、500円以下徴収する場合) 1時間単位でなく、複数時間単位 平日平均単価:最低2,100円、最高3,937円/時間 土日平均単価:最低2,726円、最高5,115円/時間 (501円以上徴収する場合) 1時間単位でなく、複数時間単位 平日平均単価:最低3,533円、最高6,587円/時間 土日平均単価:最低4,266円、最高7,977円/時間	練習・準備 30%  販売加算 小ホールは 除いてある。
		その他利用 営利・営業・ 宣伝	3,533円	1時間単位でなく、複数時間単位 平日平均単価:最低3,533円、最高6,587円/時間 土日平均単価:最低4,266円、最高7,977円/時間	
		冷暖房	1,155円	1時間単位でなく、複数時間単位 平均単価は、一律	
白石町ふれあい郷	700人	文化・体育	2,500円	全体利用 2,500円 技術スタッフ料 1,000円 舞台のみ 700円 技術スタッフ料 1,000円 フロアのみ 1,500円 技術スタッフ料 なし 楽屋のみ 300円 技術スタッフ料 なし (入場料を徴収する場合)最高入場料×50倍	町外 2倍  占有使用料 1日1㎡10円  備品使用料 (ピアノ等) 別途あり
		その他利用 営利・営業・ 宣伝	5,000円	全体利用 5,000円 技術スタッフ料 1,000円 舞台のみ 1,400円 技術スタッフ料 1,000円 フロアのみ 3,000円 技術スタッフ料 なし 楽屋のみ 600円 技術スタッフ料 なし (入場料を徴収する場合)最高入場料×50倍 (入場料を徴収しない場合)上記使用料×20割	
		冷暖房	4,000円	全体利用 4,000円 舞台のみ 4,000円 フロアのみ 4,000円 楽屋のみ 100円 ※その他利用も金額は同じ。	
鹿島市エイブル	300人	通常利用 (宣伝・企業 内研修以外)	1,890円	(入場料無料、1,000円未満) 平日(9:00~18:00) 1,890円 (18:00~22:00) 2,360円 土日(9:00~18:00) 2,310円 (18:00~22:00) 利用不可 (入場料1,000円以上) 平日(9:00~18:00) 3,780円 (18:00~22:00) 4,720円 土日(9:00~18:00) 4,620円 (18:00~22:00) 利用不可	市外在住者 2倍  練習・準備 5割  付属施設 別途料金
		営利・営業・ 宣伝	5,670円	上記使用料計算に ①市内在住者 使用料の3倍 ②市外在住者 使用料の4倍	
		冷暖房	1,800円	一律	

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>嬉野市避難行動支援者連絡会議条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>避難行動要支援者</u>に対する具体的な避難支援計画(以下「<u>災害時避難支援プラン</u>」という。)を作成するため、<u>嬉野市避難行動支援者連絡会議</u>(以下「<u>連絡会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>災害時避難支援プラン</u>の作成に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の支援</u>に関し知識又は経験を有する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療機関関係者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他市長が必要と認める者</u></p>	<p><u>嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>災害時要援護者</u>に対する具体的な避難支援計画(以下「<u>避難支援プラン</u>」という。)を作成するため、<u>嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議</u>(以下「<u>連絡会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>避難支援プラン</u>の作成に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>災害時要援護者の支援</u>に関し知識又は経験を有する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付要件及び金額)</p> <p>第4条 奨励金の交付要件及び金額は、<u>交付基準日</u>が平成26年3月31日以前にあっては別表第1、平成26年4月1日以降にあっては別表第2のとおりとし、交付する金額は掲げる額を合算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付した奨励金については、<u>第6条</u>の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="183 1758 774 2083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付要件</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">転入 奨励 金</td> <td>奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床</td> <td>住宅等1戸につき 500,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯員1人につき</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>同居する子を3人以上有する場</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付要件	金額	転入 奨励 金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床	住宅等1戸につき 500,000円	世帯員1人につき	50,000円	同居する子を3人以上有する場	50,000円	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前条及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる職に就いている者及びその者と同居する親族については、奨励金の交付の対象としない。</u></p> <p>(1) <u>市長、副市長及び教育長</u></p> <p>(2) <u>佐賀縣市町総合事務組合一般職の職員の退職手当の支給に関する条例(平成19年佐賀縣市町総合事務組合条例第24号)第2条第1項に規定する嬉野市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を含む。)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(交付要件及び金額)</p> <p>第4条 奨励金の交付要件及び金額は、<u>別表</u>のとおりとし、交付する金額は掲げる額を合算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付した奨励金については、<u>第5条</u>の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="805 1758 1396 2083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付要件</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">転入 奨励 金</td> <td>奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床</td> <td>住宅等1戸につき 500,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯員1人につき</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>同居する子を3人以上有する場</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付要件	金額	転入 奨励 金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床	住宅等1戸につき 500,000円	世帯員1人につき	50,000円	同居する子を3人以上有する場	100,000円
区分	交付要件	金額																			
転入 奨励 金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床	住宅等1戸につき 500,000円																			
	世帯員1人につき	50,000円																			
	同居する子を3人以上有する場	50,000円																			
区分	交付要件	金額																			
転入 奨励 金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床	住宅等1戸につき 500,000円																			
	世帯員1人につき	50,000円																			
	同居する子を3人以上有する場	100,000円																			

	面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものと し、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	合、3人以上の子（申請者が扶養する子）1人につき 市内に本拠地を有する業者（以下「市内業者」という。）の施工による新築住宅の場合、住宅1戸につき 市外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内業者が請けて施工した場合、住宅1戸につき 企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	1,000,000円 500,000円 50,000円
持ち家奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上	住宅等1戸につき 市内業者の施工による新築住宅の場合、住宅1戸につき 市外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内業者が請け	500,000円 1,000,000円 500,000円

	面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものと し、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	合、3人以上の子（申請者が扶養する子）1人につき 市内に本拠地を有する業者（以下「市内業者」という。）の施工による新築住宅の場合、住宅1戸につき 市外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内業者が請けて施工した場合、住宅1戸につき 企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	1,000,000円 500,000円 50,000円
持ち家奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上	住宅等1戸につき 市内業者の施工による新築住宅の場合、住宅1戸につき 市外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を市内業者が請け	500,000円 1,000,000円 500,000円

0万円以上 のものとし、 当該住宅等 の用地の 登記地目 が宅地であ るものとし る。	て施工した場 合、住宅1戸に つき	
--	-------------------------	--

0万円以上 のものとし、 当該住宅等 の用地の 登記地目 が宅地であ るものとし る。	て施工した場 合、住宅1戸に つき	
--	-------------------------	--

別表第2 (第4条関係)

区分	交付要件	金額
転入 奨励 金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	住宅等1戸につき 300,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	世帯員1人につき 100,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	同居する中学生以下の子、1人につき 100,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	同居する高校生の子、1人につき 50,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合 700,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	新築住宅で、工事費のうち3割以上7割未満を市内業者が施工した場合 300,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	嬉野市が行う区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合 500,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業(当該県又は市町と進出協定を締結した企業に 200,000円
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	
	住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が50万円以上	



		限る。)に勤務する同居の世帯員1人につき	
持ち家奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものとす	住宅等1戸につき	300,000円
		新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合	0円
		新築住宅で、工事費のうち3割以上7割未満を市内業者が施工した場合	300,000円
		嬉野市が行う区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	500,000円
		企業誘致により	200,000円
	が宅地であるものとする。	県内又は隣接県に進出した企業(当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。)に勤務する同居の世帯員1人につき	0円

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で住居又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支給する。</p>	<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</p> <p>8～11 (略)</p>

4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給に関し必要な事項は、規則で定める。

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第1条 (1)～(4) 略 <u>(5) 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺 土地区画整理事業費特別会計 嬉野市嬉野 都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理 事業</u></p>	<p>(設置) 第1条 (1)～(4) 略</p>

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の10.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の9.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない</p>

場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 38,600円

(2) 特定世帯 19,300円

(3) 特定継続世帯 28,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円

(2) 特定世帯 4,100円

(3) 特定継続世帯 6,150円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並

場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 36,600円

(2) 特定世帯 18,300円

(3) 特定継続世帯 27,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(2) 特定世帯 2,800円

(3) 特定継続世帯 4,200円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並

びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,270円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 27,020円

(イ) 特定世帯 13,510円

(ウ) 特定継続世帯 20,265円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円

(イ) 特定世帯 2,870円

(ウ) 特定継続世帯 4,305円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,570円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,890円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 25,620円

(イ) 特定世帯 12,810円

(ウ) 特定継続世帯 19,215円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,920円

(イ) 特定世帯 1,960円

(ウ) 特定継続世帯 2,940円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,570円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,300円

（イ） 特定世帯 9,650円

（ウ） 特定継続世帯 14,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

（イ） 特定世帯 2,050円

（ウ） 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世

に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,300円

（イ） 特定世帯 9,150円

（ウ） 特定継続世帯 13,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円

（イ） 特定世帯 1,400円

（ウ） 特定継続世帯 2,100円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世



帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,720円

（イ） 特定世帯 3,860円

（ウ） 特定継続世帯 5,790円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円

（イ） 特定世帯 820円

（ウ） 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,020円

帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,320円

（イ） 特定世帯 3,660円

（ウ） 特定継続世帯 5,490円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,120円

（イ） 特定世帯 560円

（ウ） 特定継続世帯 840円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,020円

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2 (中略)				別表第2 (中略)			
10	所得証明	1件につき	300円	10	所得証明	1枚につき	300円
11	課税証明	1件につき	300円	11	課税証明	1枚につき	300円
12	納税証明(住民 税・固定資産 税・国民健康保 険税)	1件につき	300円	12	納税証明(住民 税・固定資産 税・国民健康保 険税)	1枚につき	300円
(略)				(略)			

嬉野市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</u></p>	<p>第4条 委員は、<u>法第15条第2項の規定により嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</u></p>

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

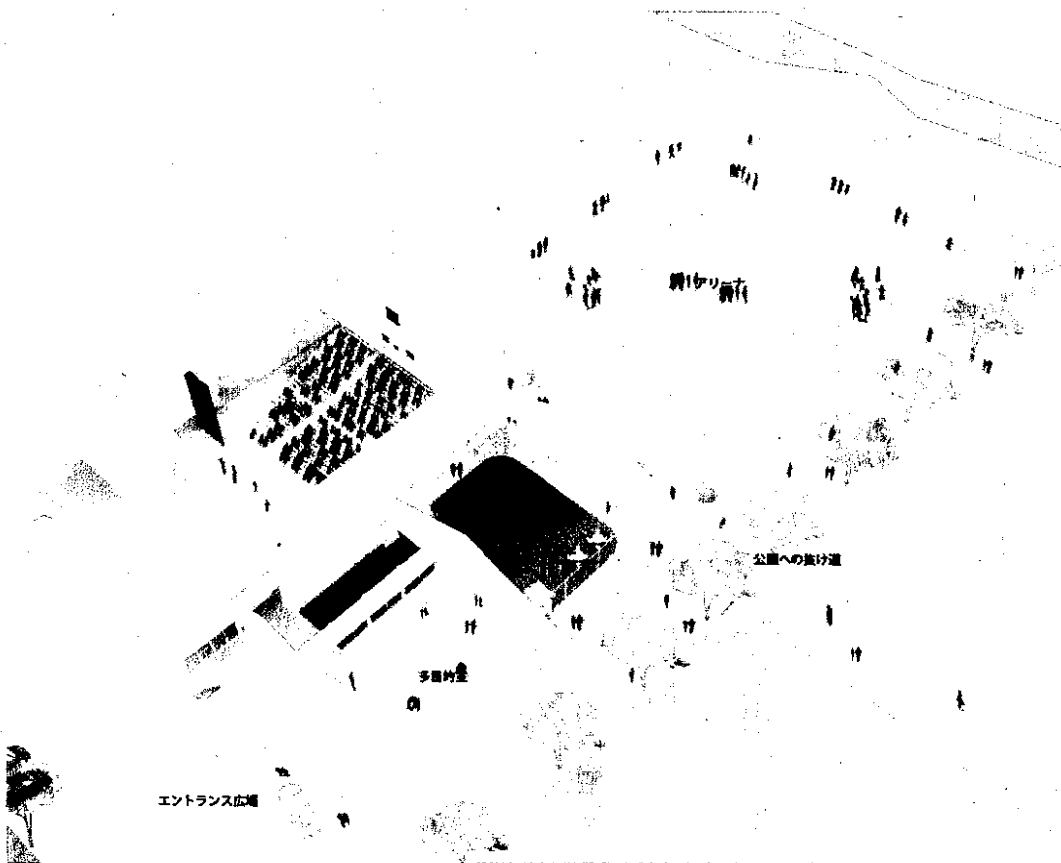
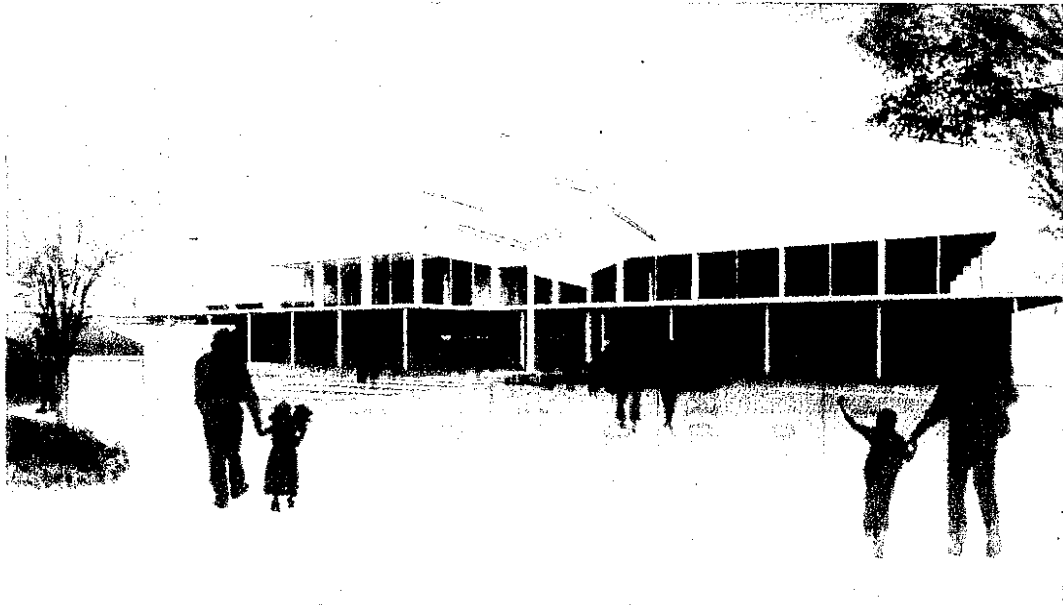
改 正 案		現 行	
別表第3		別表第3	
3 轟の滝公園使用料		3 轟の滝公園使用料	
(1) 轟の滝公園球場		(1) 轟の滝公園球場	
	区分	使用料	
施設	高校生以下	1時間当たり	200円
	一般、大学生及び専門学校生	1時間当たり	300円
照明設備		30分当たり	1,500円
冷暖房設備		1室1時間	100円
		当たり	

# 嬉野市社会文化会館建設工事 変更予定調書

(円)

	当初請負金額(税込) 【変更後請負金額(税込)】	当 初 工 期 【 変 更 後 工 期 】	増 減 額	請 負 業 者
嬉野市社会文化会館建築主体工事	¥994,350,000 【¥1,091,334,000】	H24.12.21～H26.3.20 【H24.12.21～H26.6.20】	96,984,000	黒木・高木特定建設 共同企業体
嬉野市社会文化会館電気設備工事	¥181,230,000 【¥181,230,000】	H24.12.21～H26.3.20 【H24.12.21～H26.6.20】	0	佐電工・岡田電機電気 共同企業体
嬉野市社会文化会館機械設備工事	¥176,400,000 【¥176,400,000】	H24.12.21～H26.3.20 【H24.12.21～H26.6.20】	0	菱熱・梶原特定建設 共同企業体
合 計	¥1,351,980,000 【¥1,448,964,000】		96,984,000	

# 嬉野市社会文化会館 完成イメージ図









嬉野市社会文化会館建築主体工事 変更理由 (平成 26 年 3 月議会)

1. 土工事 約 11,800 千円  
根切り土の掘削・運搬・処分費の増工  
○起工前の現地測量による変更。
2. 鉄骨工事等 約 17,200 千円  
母屋材及び耐火塗装の増工  
○施工図の納まり図にて新に屋根下地の母屋材が必要となった。  
また隠ぺい部内の柱型耐火塗装が必要となった。
3. 防水工事 約 4,300 千円  
防水施工個所の増工  
○施工図の納まり図にて隠ぺい部内の防水工事が必要となった。
4. 木工事 約 1,700 千円  
壁胴縁組の増工  
○施工図の納まり図にて壁下地木胴縁が必要となった。
5. 金属工事等 約 6,200 千円  
空調機置場周り等の手摺り及び照明器具取付け金具等の増工  
○維持管理を行う際の安全確保のため、転落防止柵等を設置する。
6. その他再調整による変更 約 2,800 千円  
型枠工、鉄筋工、左官工、塗装工、内装工等の増工
7. 家具工事等の追加 約 23,800 千円  
授乳室作業台、カウンター、化粧鏡、ベンチ、靴箱、棚、ベビーシート、  
ベビーチェア、カーテンボックス、カーテンレール、サイン等  
○別途工事での対応を計画していたが本体工事との取合いや、施工スペース、搬入経路  
の確保など調整していたが、他の業者では困難であった。また工期の短縮や、本体工  
事の経費率となるため、経費の節減が確保できる。

8. 体育器具等の追加 約 9,600 千円

バスケットゴール、防球ネット等

- 専門工事として、別途工事での対応を計画していたが、本体工事との取合いや、施工スペース、搬入経路の確保など他の業者では困難であった。また工期の短縮や、本体工事の経費率となるため、経費の節減が確保できる。

9. 省エネ工事の追加 約 6,500 千円

太陽光パネル (10Kw)

- 専門工事として、別途工事での対応を計画していたが、本体工事との取合いや、施工スペース、搬入経路の確保など他の業者では困難であった。また工期の短縮や、本体工事の経費率となるため、経費の節減が確保できる。

10. 地中障害物撤去工事等の追加 約 13,000 千円

既設護岸撤去、土止矢板工等の増工

- 土工掘削時に旧塩田川の護岸ブロックが現れたため、撤去を行なった。  
(幅 30m×横 18.7m) また掘削後の現況地盤が粘土質の軟弱地盤であったため、ふらっとの建物ぎわ及び敷地周辺の法面崩壊防止の為土留工を行なった。

